

# 兵庫県公報

令和7年7月3日 木曜日 号 外

発 行 人  
兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 選挙管理委員会告示

○ 参議院兵庫県選挙区選出議員選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者の選任	1
○ 参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長及びその職務を代理すべき者の選任	1
○ 参議院兵庫県選挙区選出議員選挙の選挙長の職務を行う場所	2
○ 参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長の職務を行う場所	2
○ 参議院兵庫県選挙区選出議員選挙の選挙会の日時及び場所	2
○ 参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の日時及び場所	2
○ 参議院兵庫県選挙区選出議員選挙の政見放送及び経歴放送の日時を定めるくじを行う日時 及び場所	3
○ 名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじを 行う日時及び場所	3
○ 参議院比例代表選出議員選挙の選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	3
○ 参議院兵庫県選挙区選出議員選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額	3
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	3
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	4

### 参議院兵庫県選挙区選出議員選挙選挙長告示

○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	5
------------------------	---

### 参議院比例代表選出議員選挙兵庫県選挙分会長告示

○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	5
------------------------	---

## 選挙管理委員会告示

### 兵庫県選挙管理委員会告示第26号

令和7年7月20日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和7年7月3日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田秀一

- 選挙長  
南あわじ市  
永田秀一
- 選挙長の職務を代理すべき者  
神戸市灘区  
森谷 諭



### 兵庫県選挙管理委員会告示第27号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、兵庫県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和7年7月3日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田秀一

- 1 選挙分会長  
南あわじ市  
永 田 秀 一
- 2 選挙分会長の職務を代理すべき者  
神戸市灘区  
森 谷 諭

~~~~~

#### 兵庫県選挙管理委員会告示第28号

令和7年7月20日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙における選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

令和7年7月3日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永 田 秀 一

- 1 令和7年7月3日 午前11時まで  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第2号館13階 みどり展望園
- 2 令和7年7月3日 午前11時以降  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

~~~~~

#### 兵庫県選挙管理委員会告示第29号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の職務を行う場所を次のとおり定める。

令和7年7月3日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永 田 秀 一

- 1 令和7年7月3日 午前11時まで  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第2号館13階 みどり展望園
- 2 令和7年7月3日 午前11時以降  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

~~~~~

#### 兵庫県選挙管理委員会告示第30号

令和7年7月20日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙につき、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

令和7年7月3日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永 田 秀 一

- 1 日時 令和7年7月22日 午後1時30分
- 2 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

~~~~~

#### 兵庫県選挙管理委員会告示第31号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、選挙分会の日時及び場所を次のとおり定める。

令和7年7月3日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永 田 秀 一

- 1 日時 令和7年7月22日 午後2時15分
- 2 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

**兵庫県選挙管理委員会告示第32号**

令和7年7月20日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙につき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、候補者の政見放送及び経歴放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和7年7月3日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田秀一

- 1 日時 令和7年7月3日 午後6時
- 2 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

**兵庫県選挙管理委員会告示第33号**

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和7年7月3日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田秀一

- 1 日時 令和7年7月3日 午後7時
- 2 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

**兵庫県選挙管理委員会告示第34号**

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙の選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和7年7月3日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田秀一

- 1 日時 令和7年7月4日 午後7時
- 2 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

**兵庫県選挙管理委員会告示第35号**

令和7年7月20日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は53,743,500円である。

令和7年7月3日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田秀一

**兵庫県選挙管理委員会告示第36号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年7月3日

## 兵庫県選挙管理委員会

委員長 永 田 秀 一

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	90,131
選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と 40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	663,315

~~~~~

## 兵庫県選挙管理委員会告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和7年7月3日

## 兵庫県選挙管理委員会

委員長 永 田 秀 一

(選挙区名) 選挙区における選挙権を有する  
者の総数の3分の1等の数

|              |         |
|--------------|---------|
| 神戸市東灘区       | 57,579  |
| 神戸市灘区        | 36,173  |
| 神戸市中央区       | 37,475  |
| 神戸市兵庫区       | 30,448  |
| 神戸市北区        | 58,666  |
| 神戸市長田区       | 25,527  |
| 神戸市須磨区       | 43,430  |
| 神戸市垂水区       | 58,689  |
| 神戸市西区        | 64,996  |
| 姫路市          | 138,751 |
| 尼崎市          | 128,302 |
| 明石市          | 84,434  |
| 西宮市          | 133,424 |
| 洲本市          | 11,796  |
| 芦屋市          | 26,378  |
| 伊丹市          | 55,430  |
| 相生市          | 7,632   |
| 豊岡市及び美方郡     | 29,361  |
| 加古川市         | 72,298  |
| たつの市及び揖保郡    | 29,529  |
| 赤穂市、赤穂郡及び佐用郡 | 20,908  |
| 西脇市及び多可郡     | 15,962  |
| 宝塚市          | 63,865  |
| 三木市          | 20,494  |
| 高砂市          | 24,250  |
| 川西市及び川辺郡     | 51,539  |
| 小野市          | 12,828  |
| 三田市          | 29,888  |
| 加西市          | 11,591  |
| 丹波篠山市        | 10,915  |
| 養父市及び朝来市     | 13,863  |
| 丹波市          | 16,799  |
| 南あわじ市        | 12,420  |

|       |        |
|-------|--------|
| 淡 路 市 | 11,729 |
| 宍 粟 市 | 9,682  |
| 加 東 市 | 10,629 |
| 加 古 郡 | 17,899 |
| 神 崎 郡 | 11,097 |

### 参議院兵庫県選挙区選出議員選挙選挙長告示

#### 参議院兵庫県選挙区選出議員選挙選挙長告示第1号

令和7年7月20日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和7年7月3日

参議院兵庫県選挙区選出議員選挙  
選挙長 永 田 秀 一

##### 1 日時

(1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（候補者から届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

令和7年7月17日 午後6時

(2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（候補者から届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

令和7年7月17日 午後6時10分

##### 2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

### 参議院比例代表選出議員選挙兵庫県選挙分会長告示

#### 参議院比例代表選出議員選挙兵庫県選挙分会長告示第1号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和7年7月3日

参議院比例代表選出議員選挙  
兵庫県選挙分会長 永 田 秀 一

##### 1 日時 令和7年7月17日 午後6時20分

##### 2 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室